



研究を 兵器等に 転用させないために ～安全保障輸出管理の基本～

京都大学研究国際部

1. 安全保障輸出管理とは

安全保障輸出管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な物・技術を核兵器等の大量破壊兵器の開発等を行っている国やテロリスト等の手に渡ることを防ぐための制度です。日本においては、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて規制が行われています。

規制の対象になっている物の輸出、技術の提供等を行う場合には、経済産業大臣の許可を得る必要があります。 無許可で輸出・提供すると、法律に基づき個人及び大学に刑事罰や行政制裁が科せられることがあります。

大学においては、法令順守及びリスク管理の観点から、また教育研究機関として社会的・道義的責任を果たす観点からも、安全保障輸出管理は必須事項で、予め適切に対応することで結果として大学における国際的な学術交流活動等を円滑に、安心して進められることになります。研究活動における国際交流や外国人研究者・留学生等への技術の提供、フィールドワーク等での機材の海外への持出等が規制の対象となり、注意が必要です。

●規制の対象となる物・技術、国（機関）

規制には、以下の2種類があり、物の輸出や技術の提供を行おうとする相手（国、機関等）により適用される規制が異なります。

いずれかに該当し、例外規定が適用できない場合には、経済産業大臣に許可申請が必要です。

【根拠法：外国為替及び外国貿易法（外為法）】

① リスト規制

全地域対象

武器・兵器の開発等に用いられる恐れの高い物や技術は、スペックにより詳細なリストで規制されています。

【物：輸出貿易管理令（輸出令）別表第1の1項～15項】

【技術：外国為替令（外為令）別表の1項～15項】

② キャッチオール規制

◆大量破壊兵器

「ホワイト国」*
以外の全地域対象

リスト規制以外でも、相手によって大量破壊兵器の開発等に用いられる恐れがある場合には、物の輸出や技術の提供が規制されています。

※外国ユーザーリストに掲載されている機関への提供には、特に厳重なチェックが必要です。

◆通常兵器

「国連武器禁輸国」*
対象

リスト規制以外でも、相手によって通常兵器の開発等に用いられる恐れがある場合について規制されています。

* 1：ホワイト国：安全保障輸出管理を厳格に行っている欧米などの27ヶ国（P.6参照）

* 2：国連武器禁輸国：国連の安全保障理事会の決議により武器輸出が禁止されている11ヶ国（P.6参照）

2. 京都大学における安全保障輸出管理

大学等においては先端的教育・研究が行われています。「このような教育・研究活動を行う上では貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等につき規制している外為法の趣旨を十分に踏まえる必要がある」(平成18年3月24日文部科学省通知)ことから、特に教育・研究活動の国際化を背景として、近年一層の配慮が求められています。

本学においても、**研究者同士の国際的な情報交換や研究にかかる資料の提供、留学生に対する技術指導**など、外為法上の貨物の輸出もしくは技術の提供と見なされる行為が日常的に行われています。その大半は兵器に用いられる恐れのない技術・情報、公知の技術・情報の提供の範囲での教育、特定の製品の設計又は製造を目的としない基礎研究であることから、直ちに安全保障輸出管理の対象とならないかもしれません。

しかし、大学には、**原子力・化学・生物・先端材料・エレクトロニクス・情報通信など多くの機微技術・情報や、高スペックの機器等**が存在しています。これらは大量破壊兵器の開発等に用いられる可能性があり、安全保障輸出管理上規制の対象となる国や機関に拡散しないように留意することが大切です。

●教員による「該非判定」(※) 等が必要

研究にかかる試料・機器等や技術情報の海外機関、外国人研究者・留学生等への輸出・提供が実際に**安全保障輸出管理上の規制の対象となるかの判断をするため、「該非判定」を行う**必要があります。該非判定は、①試料・機器等のスペック、技術情報の具体的内容により行います。又、②輸出・提供先の国・機関や留学生等の国籍、③輸出・提供先の使用目的も確認する必要があります。

特に、①については、**その技術情報や試料・機器等の内容に精通した研究者本人で無ければ判断出来ないこともあり、まずは技術情報等を提供しようとする研究者自身が一次的な「該非判定」を自ら意識的に行うことが重要です。**ただし、不明な点があれば、部局担当者や本部担当者にお問い合わせ下さい。

「該非判定」等を行った結果、安全保障輸出管理上の規制対象になることが分かった場合、経済産業省へ「許可申請」の手続きを行うことになります。

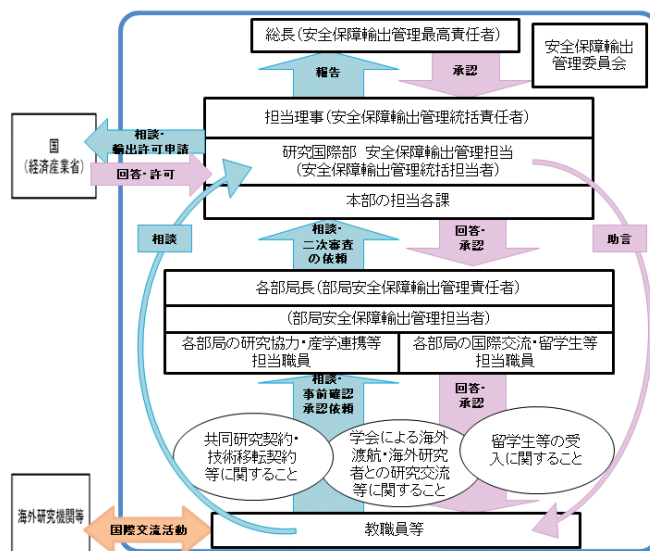
※「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする物が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

●「許可申請」は京都大学から

「該非判定」等の過程で不明なことが生じた場合や、「該非判定」等によって許可申請が必要と考えられる場合には、所属部局の安全保障輸出管理・部局担当者、または、担当部署（研究協力担当、留学生担当など）あるいは本部・安全保障輸出管理担当者が手続きを支援させていただきます。(連絡先等は、裏表紙を参照)

経済産業省への「許可申請」は京都大学として行いますので、必ずご連絡下さい。

右図 京都大学における安全保障輸出管理体制



●京都大学における安全保障輸出管理手続き

(1) 規 程

(平成 22 年達示 67 号 平成 23 年 1 月 1 日施行)

- 最高責任者：総長
- 統括責任者：総長が指名する理事（現在は研究担当理事）
- 部局責任者：部局の長
- 部局担当者：部局責任者が指名
- 安全保障輸出管理委員会：必要な事項を審議

（統括責任者、総長が指名する理事、部局責任者のうち統括責任者が指名する者、研究国際部長、その他統括責任者が必要と認める者若干名 により構成）

- 事 務：研究国際部

責任体制を明確化しています。安全保障輸出管理について、教職員の責務が定められています。

(2) 規 則

(平成 22 年 12 月研究担当理事裁定制定)

- 具体的な業務及び手続きの概略
 - ・ 各責任者・担当者の業務、統一相談窓口
 - ・ 該非判定、需要者・用途確認、取引審査、許可申請、契約、出荷等管理
 - ・ 違反等の報告、文書管理、監査、教育
- 様式
 - ・ (様式 1) 相談シート
 - ・ (様式 2) 適用除外チェックリスト
 - ・ (様式 3) 該非判定書
 - ・ (様式 4) 取引審査票

(3) 手続きの手引き

(平成 23 年 1 月作成)

- 安全保障輸出管理の基本と大学において留意すべき場面の例
- 手続きフロー、文書等の流れ
- 様式記入例
- その他参考情報

具体的な手続きは、手引きを参照し、規則に定める様式を用いて行います。

(4) 学術交流協定締結にかかる安全保障輸出管理に関するガイドライン

(平成 24 年 12 月 28 日安全保障輸出管理委員会制定)

- 特に「外国ユーザーリスト」にかかる機関等との学術交流協定締結について定めています。

(5) ホームページ

左記 (1) から (4) のほか、下記の参考資料がいずれも、本学の安全保障輸出管理ホームページから入手出来ます。安全保障輸出管理について情報が必要なときは、まず当該ホームページを参照してください。

(日本語 <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/export>)

(英語 <http://www.kyoto-u.ac.jp/en/research/export>)

■ 関係法令・改正情報

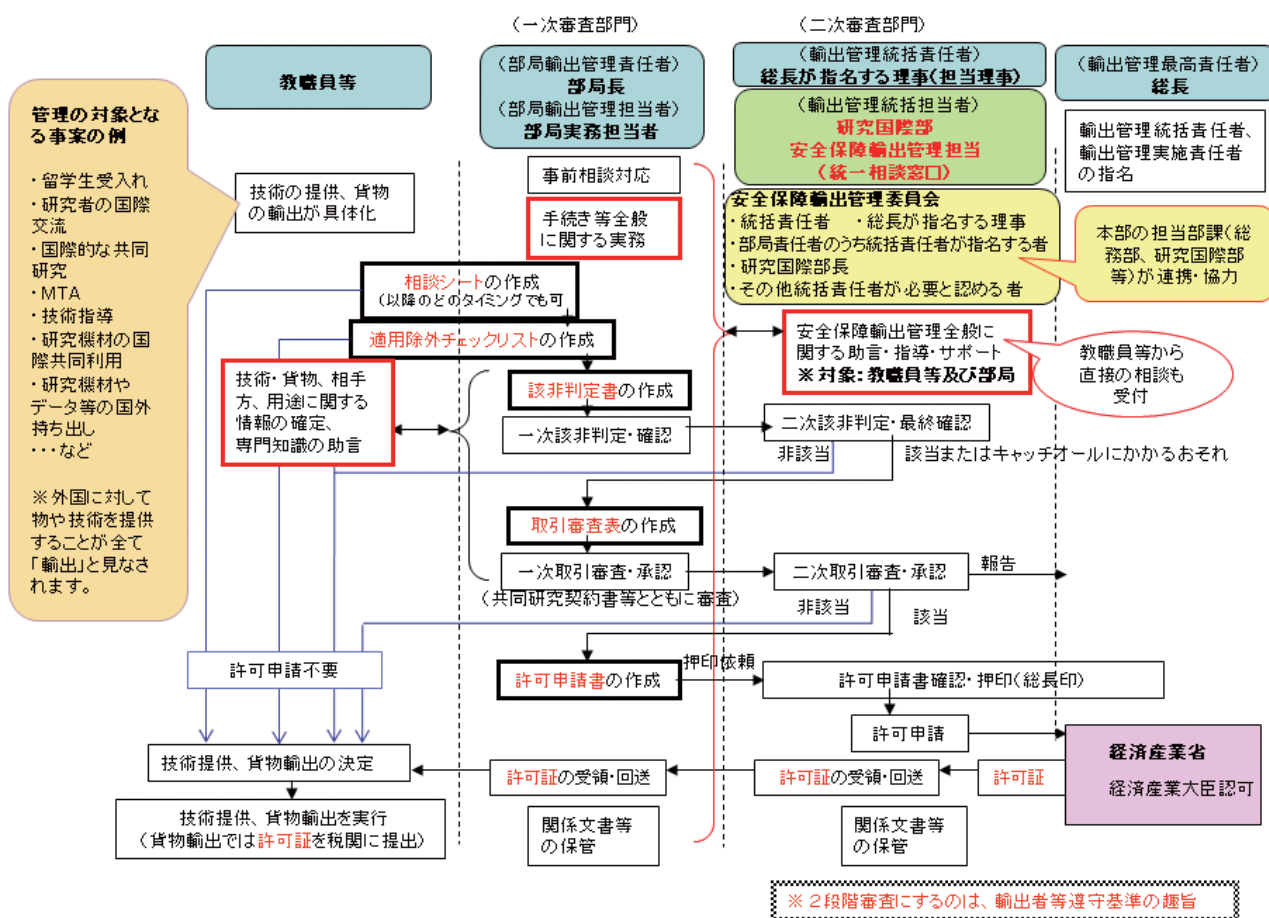
■ 部局宛通知 等

■ パンフレット、研修テキスト、過去事例 Q&A 等

■ 部局担当者（部局問合せ先）一覧

■ リスト規制対象貨物一覧、外国ユーザーリスト 等

(6) 京都大学における安全保障輸出管理の手続きの流れ



3. 「該非判定」等のチェックフロー

海外の研究者や留学生等に提供しようとする技術情報や、研究に使用するため海外に持ち出そうとする物品等が安全保障輸出管理規制の対象となるかどうか、どのように判断すれば良いのでしょうか。法令は非常に詳細で複雑ですが、**右記のチェックフロー図及び本パンフレットの12ページに掲載する規制一覧表等を参照して、研究者自身がまず提供先と使用目的について確認を行い、少しでも疑わしい場合は必ず部局担当者、本部担当者にご相談下さい。**

チェックフロー図は、技術情報等の提供先によって適用される規制の範囲が異なるため、国の種類別に留意することが基本です。

(1) 提供先が「ホワイト国」の場合

「ホワイト国」とは、我が国と同様に輸出管理が適正に行われていると認められる右記の **27 カ国** を指します。提供先がこれらの国の関係者の場合提供する物や技術情報が**①リスト規制に該当するかどうか**のみを確認して下さい。リスト規制に該当しなければ、原則として規制の対象となりません。

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、ルクセンブルク、

(2) 提供先が「外国ユーザーリスト」に該当する場合

「外国ユーザーリスト」とは、経済産業省が「公表している大量破壊兵器の開発等の懸念がある海外機関のリストです。平成25年2月現在右記の

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港

11 カ国（地域）に該当機関が存在します。提供先がこれらの国（地域）の場合、**①リスト規制に該当するか、②提出先機関が「外国ユーザーリスト」に掲載されているか、③「外国ユーザーリスト」に記載された「懸念区分」の技術提供であるか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるか、**を必ず確認する必要があります。「懸念区分」には、「核」「化学」「生物」「ミサイル」の4種類があります。

(3) 提供先が「国連武器禁輸国」の場合

「国連武器禁輸国」とは、右記の11 カ国です。提供先がこれらの国の場合、大量破壊兵器の開発等にかかる物や技術情報に加えて、通常兵器

アフガニスタン、イラク、エリトリア、北朝鮮、コンゴ民主共和国、コートジボアール、スーダン、ソマリア、リビア、リベリア、レバノン

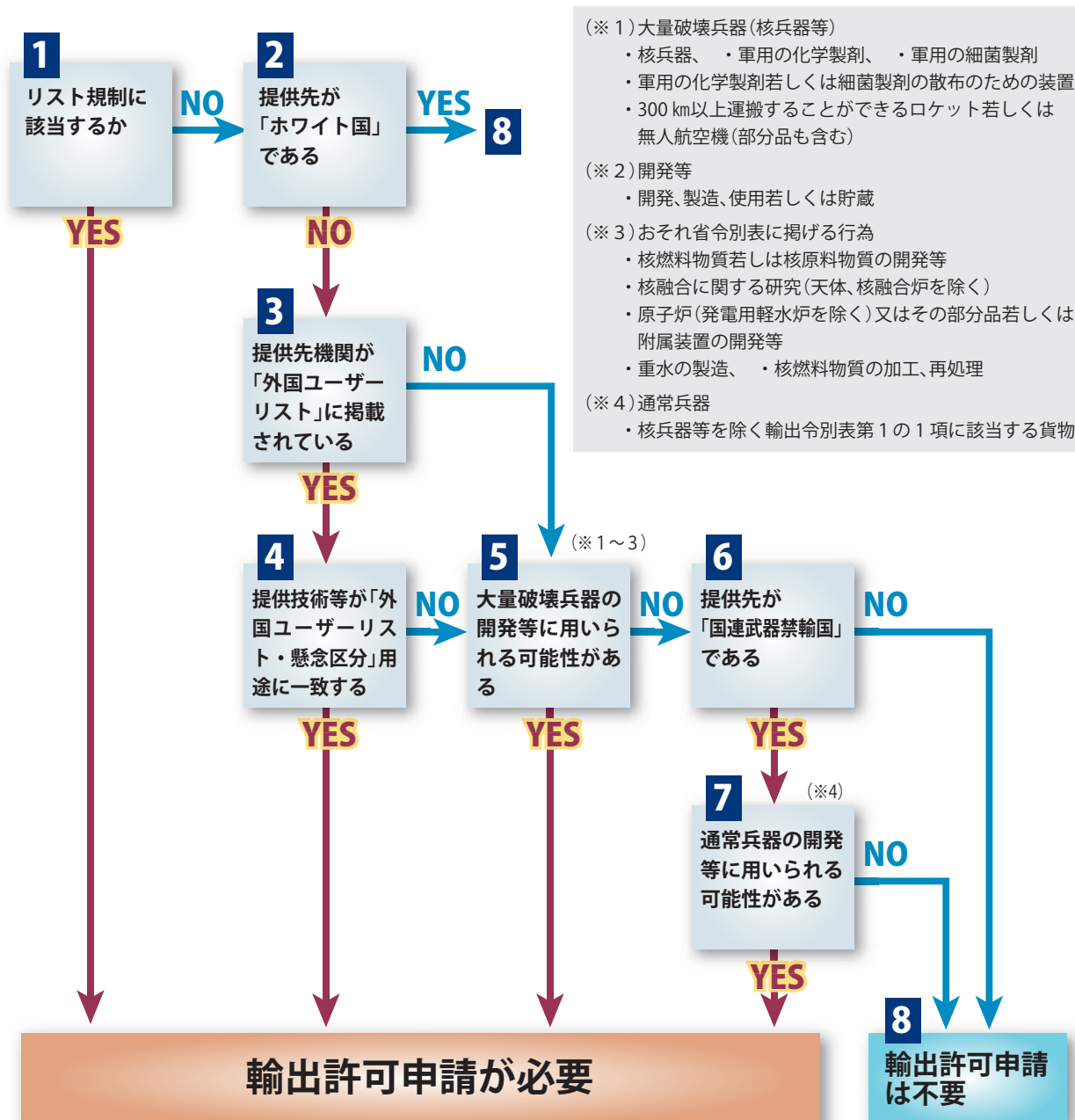
の製造または使用に用いられる恐れがある場合に規制対象となることがあります。そのため、**①リスト規制に該当するか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるかに加え、⑤通常兵器の開発等に用いられる可能性があるか、**を必ず確認する必要があります。

(4) その他の国の場合

上記(1)～(3)のどの種別にも含まれない国の場合、**①リスト規制に該当するかどうか、④提供した物や技術情報が大量破壊兵器の製造等に用いられる可能性があるか、**を確認して下さい。

「ホワイト国」、「外国ユーザーリスト」該当国、「国連武器禁輸国」以外の全ての国

チェックフロー図



このチェックフロー図によって輸出許可申請が必要と思われる場合でも、例外規定（P.8 参照）によって、輸出許可申請が不要となる可能性があります。一方、経済産業省からの通知により、必ず輸出許可申請が必要となる場合もあります（「インフォーム要件」といいます。）。

なお、国内においても、リスト規制対象の技術を非居住者（入国半年未満の留学生、外国人研究者等。P.13 参照）へ提供する場合、例外規定が適用出来なければ、事前に役務取引許可を取得する必要があります。

少しでも不明な点があれば、部局担当者や、本部の統一相談窓口にお問合せ下さい。

4. 例外規定（許可を要しない特例）

貨物の輸出、技術の提供において、リスト規制に該当している場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、許可申請が不要になります。

（１）貨物の輸出（輸出令第４条第１項、運用通達）

①無償特例（※対象品目限定：告示で指定）

- ・無償での輸出を前提に無償で輸入した貨物（無償で輸入し無償で返送する貨物）
例）我が国において開催された博覧会等に外国から出品された貨物であって終了後返送されるもの
- ・無償での輸入を前提に無償で輸出する貨物（後日無償で輸入する予定で無償で輸出する貨物）
例）自己使用で持ち帰りのノートパソコン、携帯電話、デジカメなど

②少額特例（一定範囲の貨物の中で、貨物の種類毎で定められた一定の価格以下のもの）

- ・項番、貨物品目毎に５万円、１００万円、適用されないなどが有り適用には要注意 ※提供先が懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）の場合は、この特例は適用出来ません。

③部分品特例（輸出しようとする貨物のごく一部として規制対象となる貨物が組込まれている場合）

- ・部分品が当該貨物の価格の１０％以下等の場合

※特例を利用し輸出する場合には、輸出通関の輸出申告書にその特例の適用を表示して手続き。

（２）技術の提供（貿易外省令第９条第２項）

①公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引

- イ．新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- ロ．学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ハ．工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ニ．ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- ホ．学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引

②基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

※基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

③工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引

④貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引

⑤プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引

⑥市販のプログラムに関する取引

⑦原子力災害等の援助のために貨物に付随して輸入された使用の技術の貨物の返送に付随して提供される取引

5. Q & A

Q1. 教育は技術の提供に該当しますか？

- A.** 市販されている教科書を使用した講義は、公知の技術の提供にあたり規制対象にはなりません。オープンな学会での発表や公開特許情報等の情報も公知の技術となりますので、規制対象にはなりません。但し、研究室で保有し、外部へ発表していないノウハウ、データ、プログラム等を用いて、来日6ヶ月未満の留学生等に教育を行う場合は、内容によっては許可が必要となる場合があります。

Q2. 大学に雇用される外国人研究者への提供は？

- A.** 外為法上、雇用された時点で「居住者」となり、当該外国人研究者が日本国内で勤務する場合には、当該研究者への技術情報の提供等は規制対象とはなりません。但し、当該研究者が提供を受けた技術情報等を更に非居住者に渡そうとする場合や、雇用関係があっても当該研究者が日本以外で勤務する場合には、安全保障輸出管理上の規制対象となる可能性があります。

Q3. 研究内容の使途が事前にわからない場合は？

- A.** 国際共同研究や技術情報の提供を行う際に研究内容がその後何に使われるか分からない場合、リスト規制の対象となる物の輸出や技術の提供は出来ません。一方、キャッチオール規制に該当する物の輸出や技術の提供の時、輸出先・提供先を事前に調査しても知り得なかった場合には、違反とはならないので、提供先・用途をよく調査したという証拠が必要です。契約を締結する場合には、大量破壊兵器への転用を行わないといった輸出管理条項を入れておくことも有効です。

留学生等への技術提供に際しても、当該学生が教わった技術を大量破壊兵器の開発等に用いる可能性があるとの情報があれば規制対象となり、許可を受ける必要があります。特に、「外国ユーザーリスト」記載の機関との共同研究やそれらへの技術提供は慎重に対応する必要があります。

Q4. 外国人留学生のスーパーコンピュータ使用は？

- A.** リスト規制の対象となるスペックのスーパーコンピュータ使用のための技術は、規制対象となる場合があります。例えば、スーパーコンピュータを使用するために必要な利用マニュアル（使用する者全てに提供されるものであって、操作等のために必要最小限のもの）等は、許可を要しませんが、ソースコードが非公開のプログラム等を来日して6ヶ月を経過していない留学生等に対して提供する場合には許可が必要となる場合があります。又、ホワイト国以外の学生にはキャッチオール規制の観点からも使用目的・内容を確認する必要があります。

Q5. 海外渡航時のパソコン、USB等の持出しは？

- A.** 技術情報が入ったパソコン、USB等を海外出張等に自己使用で持参し持ち帰り、技術の提供が行われない場合は、規制対象にはなりません。但し、渡航先で大量破壊兵器の開発等に利用しようとする意図する相手等に提供する場合には許可取得する必要があります。尚、リスト規制に該当する機器、試作品や化学物質、細菌等を海外へ持ち出す場合は、提供の予定が無くても規制の対象になります。又、外国に向けて技術を提供する場合は、「非居住者」に限定せず、誰から誰に対する提供であっても規制対象になります。従って、提供相手が日本人であっても外国に向けて提供する場合は、安全保障輸出管理の規制対象となる可能性がありますので注意が必要です。

Q6. 留学生、外国人研究者の受入れは？

- A.** 受入れようとする留学生や外国人研究者に対して、受入れ研究室等において該当機器の技術（設計・製造・使用）等の提供がないか、外国ユーザーリスト掲載機関との関係がないか等の事前確認が必要です。可能性がある場合、そのような技術の提供等がない範囲で受入れるか、許可申請を行った上で受入れるか、受入れを断るかの判断が必要です。ただし、市販の教科書等で公知の技術の提供や、基礎科学分野の研究活動等は例外規定により規制対象外とされています。外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れは、特に慎重な対応が必要です。

Q7. 海外フィールドワークでの観測機材等の国外持出しは？

- A.** 該当の機材であれば、自己使用の持出しであっても、経済産業大臣の許可を得る必要があります。また、持ち帰り済み報告も要請される場合があります。

6. こんな場面ではどうするか？

大学において、実際にはどんな場面で安全保障輸出管理が問題となるでしょうか。以下に代表的な想定事例をいくつかご紹介します。

【事例①】留学生、外国人研究者の受入れ

タカハシ教授はA国のB大学から留学生Cさんを受入れています。受入れの際、タカハシ教授は担当事務部門とも相談し、タカハシ教授の研究室で研究する範囲においては、特に安全保障輸出管理の問題は生じないと判断していました。

受入れから4ヶ月経った頃、タカハシ教授は、Cさんから、同じ研究科のヤマダ教授の研究内容についても勉強したいとの相談を受けました。Cさんが知りたいと考えている技術について確認したところ、安全保障輸出管理の対象となっているようです。タカハシ教授は、Cさんはすでに日本にいるため、安全保障輸出管理の規制は受けないと考えていますが、問題ないでしょうか？

！チェックポイント

安全保障輸出管理では国内にいる「非居住者」（外国籍または外国籍機関に所属する者）への提供も規制対象となります。本事例においてタカハシ教授は、Cさんは既に日本にいるため規制を受けないと考えていますが、**研修生・留学生等は来日してから6ヶ月間は「非居住者」として扱われます**。そのため、「受入れから4ヶ月」のCさんは「非居住者」となり、Cさんへの技術提供については海外機関への提供と同様、規制対象とならないか確認する必要があります。

本事例は既に受入れている留学生への新たな技術提供の場合ですが、留学生を受入れる際にはあらかじめ、その留学生・研修生等の研究分野や国籍、所属機関が「外国ユーザーリスト」に記載されていないか、研究室での使用研究機材に該当なものがないか、提供技術に該当なものがないかなどをチェックし、安全保障輸出管理の規制を受けないかどうか確認することが必要です。

大使館推薦の国費留学生等を研究室で受入れる場合、受入れ内諾を文部科学省に回答後、**外務省の不拡散・科学原子力課**よりその留学生が大量破壊兵器の開発等に該当しないかを受入れ予定の研究室あるいは大学の留学生課あるいは安全保障輸出管理部門に問合せ確認される場合があります。

留学生が「非居住者」である間に該当技術の提供等が必要な場合、経済産業省へ許可申請が必要な場合がありますので、不明の場合、疑問がある場合等は、部局の安全保障輸出管理担当者あるいは本部の安全保障輸出管理担当までご相談下さい。

【事例②】研究者同士の情報交換

サトウ教授は、旧知のD国E大学F教授から電話をもらいました。F教授は最近サトウ教授が研究している技術について知りたいと言っています。この技術はまだ公表されていません。サトウ教授は、友人であるF教授と個人的に電話で話すだけなので、特に問題はないと考えていますが？

！チェックポイント

個人的な技術提供であっても規制の対象外ではありません。また、どのような形態で技術提供をしたかに関係無く規制されるため、電話等で話すことも、Eメールで情報提供することも、規制対象となる可能性がありますので、ご留意下さい。

なお、規制の例外として、「公知の技術」を提供する（※1）場合は、原則として規制対象から除外されますが、本事例の技術はまだ公開されていないため、この例外にはあてはまりません。「基

「基礎科学分野の研究活動」において技術を提供する（※2）場合も原則として規制対象から除外されていますが、これらの例外に該当するかどうかは、C教授が当該技術を最終的に何に使用するつもりを含め、十分に確認する必要があります。

（※1）「公知の技術」（P. 8（2）①参照）

（※2）「基礎科学分野の研究活動」（P. 8（2）②参照。尚、共同研究等では研究が特定の製品への応用を目的としているケースもあり、例外にあたらない場合がある。）

【事例③】 共同研究・受託研究・マテリアル提供

スズキ教授は、G国H大学のJ教授からスズキ教授が作製したマテリアルの提供を受けたいと申し出を受けました。J教授はK企業との共同研究にこのマテリアルを使用するつもりですが、スズキ教授には伝えていません。スズキ教授は何をするべきでしょうか？

！チェックポイント

提供先が大学であることをもって安全保障輸出管理の規制対象外となるわけではありません。スズキ教授は気づいていませんが、大学への提供でも規制対象となっていないか確認が必要です。又、直接の提供先を通して別の機関に提供される場合には、直接の提供先だけでなく、当該再提供先の最終的な使用目的を確認しておく必要があります。確認は誓約書を取る、あるいはメール回答を保存しておく等の方法で行って下さい。共同研究等の場合は、事例②で言及した「基礎科学分野の研究活動」において技術を提供する場合の例外には当たらない場合が多いので、特にご留意下さい。

さらに、本事例のようなマテリアルの提供の場合、当該マテリアルが規制対象になっているだけでなく、送付の際使用する容器等についても規制対象となっていないか確認する必要があります。本学のMTA契約は、基本的に非該当品が対象です。MTA契約で輸出を行う場合ご注意ください。又、特に海外との研究契約等において、輸出管理条項を盛り込む場合には、条文に十分注意する必要がありますので、早めに部局担当者や統一相談窓口にご連絡下さい。

なお、米国原産の貨物、技術については、米国輸出管理規則（EAR）の規制も受けることに注意が必要です。

外国企業との共同研究・受託研究・マテリアル提供については、提供先が欧米等のホワイト国であったとしても十分にご注意下さい。

【事例④】 学術交流協定等の締結

工学研究科のナカムラ教授は、K国L大学の工学研究科と共同研究をしています。さらに学術交流を進展させたく部局間学術交流協定を締結しようと考えています。ナカムラ教授は何をするべきでしょうか？

！チェックポイント

京都大学には、「学術交流協定締結にかかる安全保障輸出管理に関するガイドライン」（平成24年12月28日安全保障輸出管理委員会制定）があります。

学術交流協定等の締結を検討する場合には、上記ガイドラインに従って外国ユーザーリスト掲載大学でないか、軍事関係機関でないかなどを慎重に確認し、安全保障輸出管理上の問題がないことを十分確認した上で手続きを進めて下さい。

付 1. リスト規制対象貨物一覧表（輸出貿易管理令 別表第 1）

下記品目に該当する場合はリスト規制の対象となる可能性があり、規制対象となるスペックを確認する必要があります。スペックの詳細については、経済産業省安全保障貿易管理ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html）で確認して下さい。

- ・貨物の規制スペック：貨物のマトリクス表（Excel 版）
- ・技術の規制スペック：技術のマトリクス表（Excel 版）

※リスト規制一覧表、その規制スペック等は、毎年改正されますので、最新法令で該非確認が必要です。

2012 年 8 月 1 日改正

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1 武器		3 化学兵器		6 材料加工		11 航法装置	
(1)	銃砲・銃砲弾等	(47)	トリチウム	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他	(3)	センサー用の光ファイバー
(2)	爆発物・発射装置等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(14)	セラミック複合材料	(4)	高速度撮影可能なカメラ等
(3)	火薬類・軍用燃料	(49)	白金触媒	(15)	ポリジオールガノシラン・ポリシラザン他	(5)	反射鏡
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(50)	ヘリウム 3	(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他	(6)	宇宙用光学部品等
(5)	指向性エネルギー兵器等	3 の 2 生物兵器		(17)	ビニリデンフルオリド共重合体他	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置
(6)	運動エネルギー兵器等	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・その原料	(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等	(7 の 2)	非球面光学素子
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他	(8)	レーザー発振器等
(8)	軍用船舶等	1.	反応器、2. 貯蔵容器、3. 熱交換器・凝縮器等、4. 蒸留器・吸収器等、5. 充填用機械、6. 攪拌機等、7. 弁等、8. 多重管、9. ポンプ等、10. 焼却装置、11. 空気中の物質検知装置等	7 エレクトロニクス		(8 の 2)	レーザーマイクロフォン
(9)	軍用航空機等	3 の 2 生物兵器		(1)	軸受等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(1)	軍用細菌製剤の原料	(2)	数値制御工作機械等	(9 の 2)	水中探知装置
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	1.	ウイルス、2. 細菌、3. 毒素、4. サブユニット、5. 細菌又は菌類、6. 遺伝子、7. 遺伝子を改変した生物	(3)	歯車製造用工作機械等	(10)	重力計・重力勾配計
(12)	軍用探照灯・制御装置	(2)	細菌製剤用製造装置等	(4)	アイソスタチックプレス等	(11)	レーダー等
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	1.	物理的封じ込め装置、2. 発酵槽、3. 遠心分離機、4. クロスフロー過用装置等、5. 凍結乾燥機、6. 封じ込め施設用防護装置、7. 粒子状物質吸入試験用装置、8. 噴霧器・煙霧器等	(5)	コーティング装置等	(12)	光反射率測定装置他
(13 の 2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	4 ミサイル		(6)	測定装置等	(13)	重力計製造装置・校正装置
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(1)	ロケット・製造装置等	(7)	ロボット等	(14)	光検出器・光学部品材料物質他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(1 の 2)	無人航空機 (UAV)・製造装置等	(8)	フィードバック装置他	12 海洋関連	
(16)	兵器製造用機械装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(9)	絞リスピニング加工機	(1)	加速度計等
2 原子力		(3)	推進装置等	8 電子計算機		(2)	ジャイロスコープ等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(4)	しごきスピニング加工機等	(1)	集積回路	(3)	慣性航行装置等
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用ポンプ・軸受	(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム電波受信機、航空機用高度計等
(3)	重水素・重水素化合物	(6)	推進薬・原料	(3)	信号処理装置等	(4 の 2)	水中ソナー航法装置等
(4)	人造黒鉛	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(4)	超電導磁石	(5)	(1) から (4) の 2) までの試験・製造装置他
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(8)	粉粒体用混合機等	(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	13 推進装置	
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(7)	高電圧用コンデンサ	(1)	船舶（潜水艇、水中翼船他）
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(10)	複合材料製造装置等	(8)	エンコーダ	(2)	船舶の部分品・附属装置
(8)	周波数変換器等	(11)	ノズル	(8 の 2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(3)	水中回収装置
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(8 の 3)	電力制御用半導体素子	(4)	水中カメラ等
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(9)	デジタルビデオ磁気テープ記録装置他	(5)	水中ロボット
(10 の 2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(14)	複合材用の炉・制御装置	(10)	波形記憶装置	(6)	密閉動力装置
(11)	しごきスピニング加工機等	(15)	ロケット・UAV 用構造材料	(11)	デジタル計測用記録装置	(7)	回流水槽
(12)	1 数値制御工作機械	(16)	ロケット・UAV 用加速度計・ジャイロスコープ等	(12)	信号発生器	(8)	浮力材
2	測定装置	(17)	ロケット・UAV 用飛行・姿勢制御装置他	(13)	周波数分析器	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式の自給式潜水用具
(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(18)	アピオニクス装置等	(14)	ネットワークアナライザー	(10)	妨害用水中音響装置
(14)	アイソスタチックプレス等	(18 の 2)	ロケット・UAV 用熱電池	(15)	原子周波数標準器	14 その他	
(15)	ロボット等	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	(15 の 2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(1)	粉末状の金属燃料
(16)	振動試験装置等	(20)	ロケット・UAV 発射台・支援装置	(16)	半導体製造装置等	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(21)	ロケット・UAV 用無線遠隔測定装置他	(17)	マスク・レチクル等	(3)	ロケット推進装置等
(18)	ベリリウム	(22)	ロケット搭載用電子計算機	(18)	半導体基板	(4)	無人航空機等
(19)	核兵器起爆用アルファ線源物質	(23)	ロケット・UAV 用 A/D 変換器	(19)	レジスト	(5)	(1) から (4)、15 の (10) の試験装置・測定装置・検査装置等
(20)	ほう素 10	(24)	振動試験装置等、風洞・燃焼試験装置他	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、燐・砒素他の有機化合物	15 機微品目	
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(24 の 2)	ロケット設計用電子計算機	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(1)	粉末状の金属燃料
(22)	るつぼ	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	(22)	炭化けい素等	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(23)	ハフニウム	(26)	ロケット・UAV 用 IC・探知装置・レードーム	9 通信		(3)	ディーゼルエンジン等
(24)	リチウム	5 先端材料		(1)	電子計算機等	(4)	< 削除 >
(25)	タングステン	(1)	ふっ素化合物製品	(2)	伝送通信装置等	(5)	自給式潜水用具等
(26)	ジルコニウム	(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体他	(3)	電子交換装置	(6)	航空機輸送土木機械等
(27)	ふっ素製造用電解槽	(3)	芳香族ポリイミド製品	(4)	通信用光ファイバー	(7)	ロボット・制御装置等
(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	(5)	フェーズドアレイアンテナ	(8)	電気制動シャッター
(29)	遠心力式釣合試験機	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等	(5 の 2)	監視用方向探知器等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(30)	フィラメントワインディング装置等	(6)	金属性磁性材料	(5 の 3)	通信妨害装置等	(10)	簡易爆発装置の除去のための装置等
(31)	レーザー発振器	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	(5 の 4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(11)	爆発物探知装置
(32)	質量分析計・イオン源	(8)	超電導材料	(5 の 5)	無線通信傍受装置等	16 機微品目	
(33)	圧力計・ペロース弁	(9)	作動油	(6)	(1) から (3)、(5) から (5) の 5) までの設計・製造装置等	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(34)	ソレイノイドコイル形超電導磁石	(10)	潤滑剤	(7)	暗号装置等	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(35)	真空ポンプ	(11)	振動防止用液体	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(3)	核熱源物質
(36)	直流電源装置	(12)	冷媒用液体	(9)	非暗号型情報通信システム	(4)	デジタル伝送通信装置等
(37)	電子加速器・エックス線装置			(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(4 の 2)	簡易爆発装置の妨害装置
(38)	衝撃試験機			(11)	(7) ～ (10) の設計・製造・測定装置他	(5)	水中探知装置等
(39)	ストロークカメラ・フレーミングカメラ等			10 センサー等		(6)	宇宙用光検出器
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器			(1)	水中探知装置等	(7)	パルスレーダー計測装置等
(41)	核兵器起爆（試験）用貨物			(2)	光検出器・冷却器等	(8)	潜水艇
(42)	光電子増倍管					(9)	船舶用防音装置
(43)	中性子発生装置					(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(44)	遠隔操作のマニピュレーター						
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠						
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ						

付2. 居住者及び非居住者の判定

居 住 者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6ヶ月以上経過している者
(例：・大学に雇用関係のある研究者
・来日6ヶ月以上が経過している留学生等)

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者 (例：出張で一時帰国者)

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人 (ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)
(例：来日6ヶ月未満の留学生等)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より

付3. 大量破壊兵器開発等の懸念がある外国ユーザーリスト

「外国ユーザーリスト」は経済産業省が公表している大量破壊兵器の開発等の懸念がある海外機関（企業・大学・研究所等）のリストです。リストには平成25年2月現在、11カ国（地域）450の機関が掲載されています。下記の表はあくまでも一例ですので、物の輸出先や技術の提供先がこの11カ国（地域）に該当する場合、必ず経済産業省安全保障貿易管理ホームページ（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#gaikokuuserlist>）で機関名を確認して下さい。

このリストに掲載されている**大学等に技術提供等を行う場合**には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

外国ユーザーリストは、毎年改訂されますので、最新版を入手し判定して下さい。

各国（地域）別の掲載機関数
(2013年2月6日改訂版)

外国ユーザーリスト（抜粋）
外国ユーザーリスト 2013年2月6日改訂（11カ国 450機関）

国 名	掲載数	No	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
アフガニスタン	3	1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	• The Base • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation	化学 C
アラブ首長国連邦	4	2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Safa Nicu	• Safa Nicu Sepahan • Safance Company • Safa Nicu Afghanistan Company • Safa Al-Noor Company • Safa Nicu Ltd Company	核 N
イスラエル	2	3	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核 N
イラン	247	4	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	International General Resourcing FZE		ミサイル M
インド	10	5	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Modern Technologies FZC (MTFZC)		核 N
北朝鮮	119	6	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Qualitest FZE		核 N
シリア	13	7	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Safa Nicu	• Safa Nicu Sepahan • Safance Company • Safa Al-Noor Company • Safa Nicu Ltd Company	核 N
台 湾	2	8	イスラエル State of Israel	Ben-Gurion University (of the Negev)		核 N
中 国	16	9	イスラエル State of Israel	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核 N
パキスタン	33	10	イラン Islamic Republic of Iran	7th of Tir	• 7th of Tir Complex • 7th of Tir Industrial Complex • 7th of Tir Industries • 7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan • Mojtae Sanate Haftome Tir • Sanaye Haftome Tir • Seventh of Tir	核 N
香 港	1					
合 計	450					

付 4. 兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品 目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル (TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径 75 ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換機	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器
21. TIG 溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル

品 目	懸念される用途
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉碎器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機 (UAV) (娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAV に搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

※赤字は平成 24 年 4 月 1 日より追加。

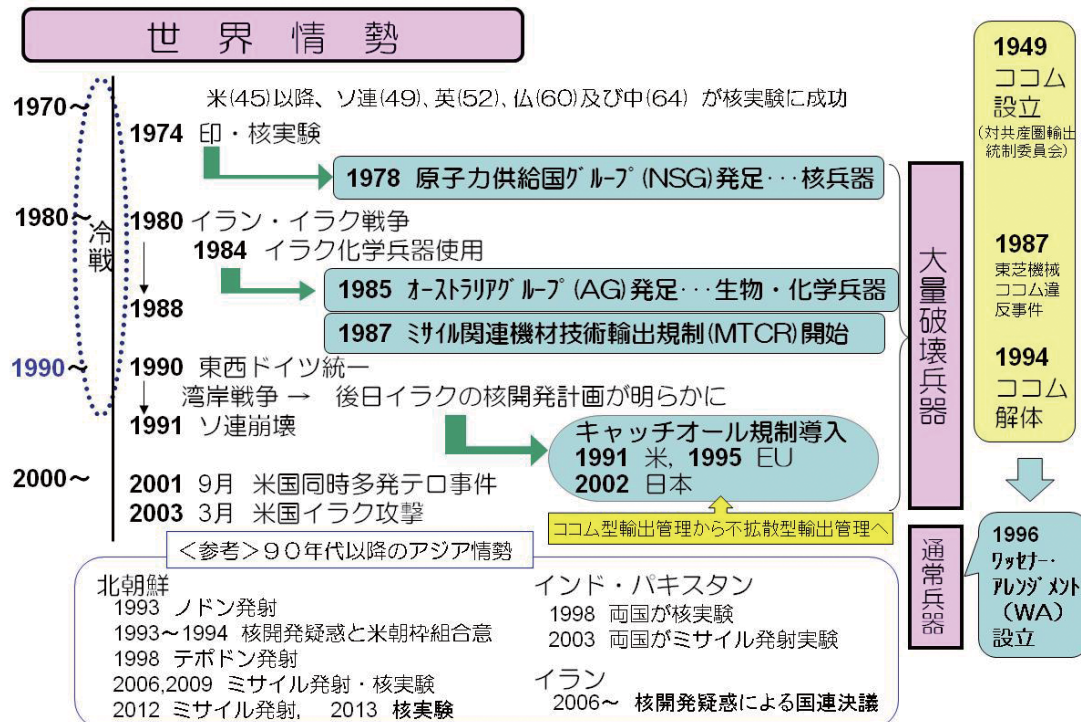
- これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。
- 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。
- シリア向けには、上記の他に貨物例追加有り（平成 24 年 8 月 13 日施行）詳細は、大学 HP 参照。

通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物（輸出令別表第 1 の 16 項（1）に掲げる貨物）

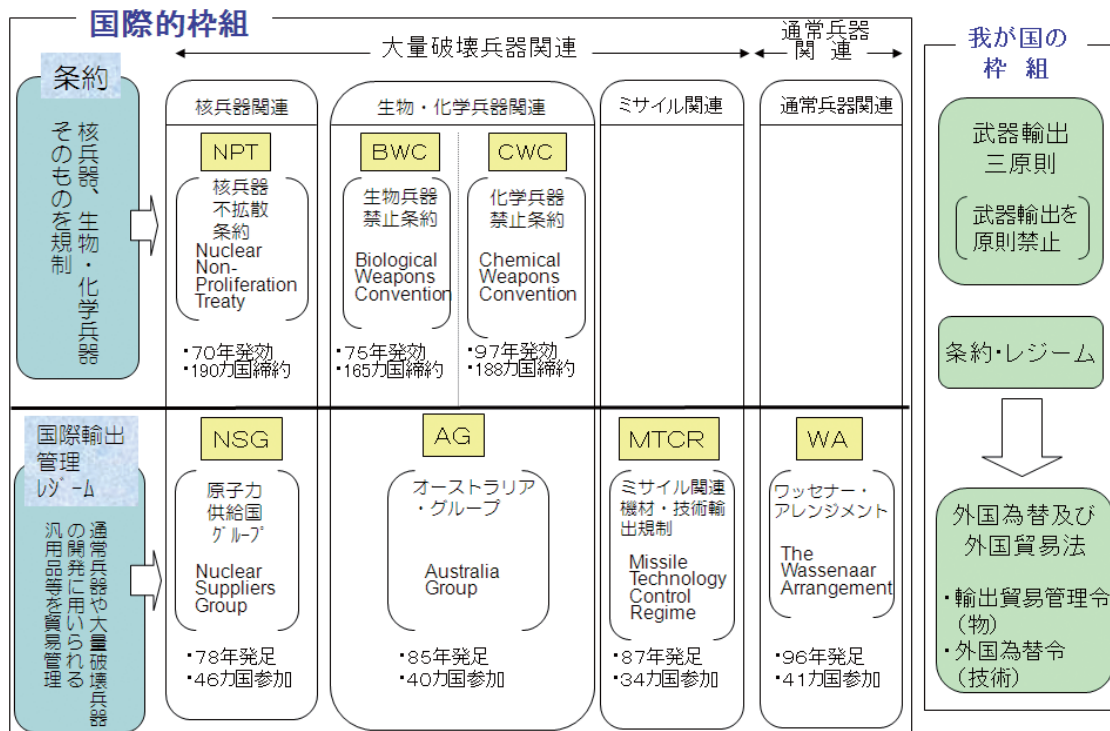
- ニッケル合金又はチタン合金
- 1 の 2. 焼結金属
- 1 の 3. 1 の 2 に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
- 作動油として使用することができる液体であって、リン酸とクレゾールとのエステル、リン酸トリス（ジメチルフェニル）又はリン酸トリノルマルブチルを含むもの
- 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
- 軸受又はその部分品
- 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品
 - 数値制御を行うことができる工作機械
 - 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）
 - 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
- 二次セル
- 波形記憶装置
- 電子部品実装ロボット
- 電子計算機又はその部分品
- 伝送通信装置又はその部分品
- フェーズドアレイアンテナ
- 通信妨害装置又はその部分品
- 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
- 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
- センサー用の光ファイバー
- レーザー発振器又はその部分品
- 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
- 重力計
- レーダー又はその部分品
- 加速度計又はその部分品
- ジャイロスコープ又はその部分品
- 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
- ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
- 水中用のカメラ又はその附属装置
- 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
- 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
- ガスタービンエンジン又はその部分品
- ロケット推進装置又はその部分品
- (27) 若しくは (28) に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
- 航空機又はその部分品
- ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
- フラッシュ放電型のエックス線装置

付 5. 国際輸出管理体制

国際輸出管理レジームの経緯



国際輸出管理レジームの概要



※ホワイト国は、4つのレジームに全参加+キャッチオール規制導入国で法令厳格遵守国 (12年3月現在)

※国際輸出管理レジームの HP (外務省) : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/regime/index.html>



京都大学：相談窓口

- ・本部 研究国際部研究推進課 安全保障輸出管理担当
 - ・TEL：075-753-2297、2298
 - ・Eメール：info-yusyutu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
- ・各局の安全保障輸出管理担当者
下記、HP に名簿掲載
 - ・京都大学安全保障輸出管理のホームページ（HP）：
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/export>（和文）
<http://www.kyoto-u.ac.jp/en/research/export>（英文）



経済産業省：相談窓口

- ・輸出管理についての一般的な問合せ：安全保障貿易案内窓口
03-3501-3679
- ・申請手続き、CA、該非判定等の相談：安全保障貿易審査課
03-3501-2801
- ・法令解釈等の問合せ、HP へのご意見：安全保障貿易管理課
03-3501-2800
- ・不正輸出の連絡、内部規定（CP）の相談：安全保障貿易検査官室
03-3501-2841
- ・安全保障貿易管理ホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

「安全保障輸出管理」と 「安全保障貿易管理」

経済産業省や一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）等の関係機関は、基本的に「安全保障貿易管理」という用語を用いています。これは、「外国為替及び外国貿易法」に基づく制度であることによると思われます。

一方本学では、「安全保障輸出管理」という用語を用いています。これは、本学は平成 22 年 4 月に施行された「輸出者等順守基準」を定める法令に基づいて輸出管理を行うことによるものです。

〔第 2 版〕

平成 25 年 3 月 1 日発行